

社援基発0314第1号  
令和4年3月14日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

( 公 印 省 略 )

### 社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）

社会福祉連携推進法人制度については、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）第2条の規定による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の規定に基づき、令和4年4月1日から施行することとされているところです。

この社会福祉連携推進法人については、法第127条の規定に基づき、認定所轄庁たる都道府県又は市区が認定を行うこととなりますが、制度施行当初の段階においては、その普及・周知を図る観点から、国において全国の認定状況を集約し、広く公表することが必要と考えております。

このため、各認定所轄庁において、法第127条に基づく社会福祉連携推進法人の認定を行った場合には、法第144条の規定により準用する第59条の2第6項の規定を踏まえ、別添により、速やかに当課あて情報提供をいただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、本情報提供の取扱いについて、認定所轄庁となる貴管内の市区に対しても周知徹底をいただきますよう併せてお願いいたします。

(別添)

社会福祉連携推進法人の認定について（情報提供）

1. 認定所轄庁名	
2. 認定年月日	
3. 社会福祉連携推進法人 の名称	
4. 代表理事の氏名	
5. 社員の名称	

（注1）5の「社員の名称」欄には、以下の例のとおり、法人格の種別及び法人の名称の両方を記載してください。また、欄が不足する場合は適宜追加してください。

（例）社会福祉法人●●荘、NPO法人▲▲会、株式会社■ ■ 等

（注2）本情報提供は、メール（[syakaifukushi@mhlw.go.jp](mailto:syakaifukushi@mhlw.go.jp)）にてご提出をお願いいたします。

なお、メールの表題は、「社会福祉連携推進法人の認定について（情報提供）」としていただくとともに、メール中で本件の担当者氏名・連絡先がわかるようにしてください。